

主な改定内容

長野県土木工事共通仕様書の一部改定について

技術管理室

1 改定対象

土木工事共通仕様書〔令和6年版（10月1日適用）〕

2 改定の主な内容

- ① 電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）に伴う改定
- ② 工事書類簡素化の「様式の統一」に伴う改定
- ③ その他

3 改定内容

（1）共通編 第1章 総則

① 電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）

1-1-1-2 用語の定義

26. 電子納品

納品にあたっては、「電子納品に係る実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理システムへ、オンラインにて納品を行うものとする。なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。（追記）

② 工事書類簡素化の「様式の統一」

1-1-1-42事故報告書

「指示する様式（事故等概要報告書）」→「所定の様式」（変更）

③その他（再生資源利用促進法）

1-1-1-24建設副産物

9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。（追記）

4 適用年月日

令和7年4月1日以降に起工起案する工事から適用する。